

2023年度
福島ファイヤーボンズU18

概要

【練習】

<2022年度実績>

月6回程度@郡山周辺体育館

その他 希望者のU15練習参加受け入れ／オンラインMTG／講習会

<2023年度予定>

月6回程度@郡山周辺体育館

月2～3回@福島市内

その他 希望者のU15練習参加受け入れ／オンラインMTG／講習会

【試合】

<2022年度実績>

B.LEAGUE U18 REGIONAL LEAGUE 5-7月

B.LEAGUE U18 CHAMPIONSHIP 2022 8月

その他練習試合 複数回

<2023年度予定>

B.LEAGUE U18 REGIONAL LEAGUE 6-8月

B.LEAGUE U18 CHAMPIONSHIP 2023 12月

その他練習試合 複数回

【費用負担】

入会金／年会費／月謝　：　すべて無料
遠征費　　　　　　　　：　実費負担
ウェア代　　　　　　　：　6,600円
※2022年度実績で、年間8万円／1人あたり程度

【活動風景】



【スタッフ】



HEAD COACH
木村 一明

元サンロッカーズ渋谷 U15 / U12HC
多くの世代別日本代表選手を
輩出した実績を持つ HC

日本バスケットボール協会公認コーチ B 級



COACH
渡部 浩一

U18 日本代表コーチ経験者
選手、指導者として日本代表クラスの
実績を持つコーチ

日本バスケットボール協会公認コーチ A 級

久富貴臣AC
新屋敷凜AC
影山あやMG
村上翔太TR

※木村HC／渡部コーチを中心に左のユーススタッフがサポートします。

規約

【規約】

第1条「定義」

本規約によって定める条項は、福島スポーツエンタテインメント株式会社(福島県郡山市堂前町1-2石井ビル1F。以下「当社」という)が運営する「福島ファイヤーボンズユースチーム」(以下「本ユースチーム」という)に適用されるものとする。

第2条「入会の資格とその手続き」

- 1) 入会希望者は、親権者の同意を得たうえで、本規約に同意のうえ、本規約に基づく諸手続きを履行しなければならない。
- 2) 会員の資格は、入会希望者が当社指定の入会申込用紙により入会申込を行い、当社の入会承諾を得たうえで、所定の費用を当社に支払うものとする。

第3条「会員有効期限」

本ユースチーム入会日から会員資格を喪失する日までとする。

第4条「入会金・諸会費・参加費などの支払い」

- 1) 入会金、年会費及び参加費(以下、まとめて「会費」という)などは当社が定める金額とする。
- 2) 会員は、当社が定める金額の会費を、当社指定の方法で、当社指定の指定期限までに支払うものとする。
- 3) 会員は、参加の有無に関わらず、退会するまでは、当社指定の会費を支払うものとする。

第5条「会員の損害賠償責任」

会員が本ユースチームの活動中、本人の責により本ユースチームまたは第三者に損害を与えた場合は、その会員(会員が未成年の場合はその親権者)が全ての責を負うものとする。

第6条「保険対応」

会員は、入会時より、ユースチームで加入している傷害保険を適用するものとし、ユースチーム活動中に身体上の傷害を受けた場合、それが指導者の指示に従っていたと認められる場合に限り、引受保険会社の保険約款等に従い、保険金が支払われるものとする。

【規約】

第7条「会員資格の喪失」

会員は下記いずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとする。

- 1)退会
- 2)死亡
- 3)運営上やむを得ない事由により本ユースチームを閉鎖した場合

第8条「変更・休会」

当社は会員が以下いずれかに該当する場合、変更、休会できるものとする。

- 1)会員は、氏名・住所・その他入会申込記載事項に変更があった場合は、速やかに当社へ届け出るものとする。
- 2)休会は、事故や怪我またはやむを得ない事由がある場合のみできるものとする。
- 3)休会者は、休会希望の前月20日までにユースチームスタッフへ休会の旨をメール等で連絡するものとする。
- 4)休会者に対して会費の徴収を行わない、但し年度をまたいでの休会者に対して年会費は発生するものとする。

第9条「退会」

当社は、会員が以下いずれかに該当する場合、その会員を本ユースチームから退会させることができるものとする。

- 1)本ユースチームの規約及び諸規則に違反した場合
- 2)本ユースチームの名誉または信用を傷つけた場合
- 3)本ユースチームの秩序を乱した場合
- 4)その他当社が本ユースチームの会員として公序良俗に反しふさわしくないと認めた場合
- 5)本ユースチームスタッフの指示に従わなかった場合
- 6)退会を希望するときは、退会前の前月20日までにユースチームスタッフへ退会の旨をメール等で連絡するものとする。
- 7)会費引落4回目が引落されなかった時点で退会とする(1回目:当月5日、2回目:当月20日、3回目:当月末日、4回目:翌月5日)
- 8)退会したとしても、未納の会費は支払わなければならない。

【規約】

第9条「活動の休止」

当社は、次のいずれかに該当する場合、本ユースチームの活動を休止することができるものとする。

1本ユースチームの定める休日

2開催施設の休日 施設の保守・点検又は補修・改修をする場合

3地震、気象、大規模な感染症の発生その他外因的事由により、その災害の影響が会員に及ぶと当社が判断した場合

第10条「会費の変更」

当社は会員が負担すべき会費を変更することができるものとする。ただし、変更が生じる場合は、変更の1ヶ月前までに会員へ告知するものとする。

第11条「入会の取り消し」

ユースチーム入会の承認後、会員または会員の保護者が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当社は事前に通知することにより、ユースチームの会員登録を抹消し、当該ユースチームの会員資格を取り消すことができるものとします。

なお、当社が入会の取消措置を取ることににより会員又は会員の保護者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとし、

1. 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
2. 会員またはその保護者の承諾なくして他人が申込んだ場合
3. 会員またはその保護者が下記各号の一に該当であると当社が認める場合
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」といいます）に属すると認められるとき
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥自らまたは第三者を利用して、相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は背迫的言辞を用いたとき”
4. その他、ユースとして不相当であると当社が認める場合

【規約】

第12条「個人情報の取り扱いについて」

- 1) 当社の保有するユース会員の個人情報は、福島スポーツエンタテインメント株式会社において厳重に管理するものとする。
- 2) ユースチーム運営のために使用するものとする。(以下主な使用例)
 - ・大会・練習の開催有無のご連絡
 - ・ユース会費未納や会費未納による退会処理のご連絡
 - ・緊急を要する場合のご連絡(ケガ・事故など)

第13条「規約の改定」

当社は、本規約の内容を変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。変更する場合、変更する旨及び変更後の規約及び本サービスの内容並びにその効力発生時期を会員に告知するものとする。

第14条「合意管轄裁判所」

本ユースチームの活動に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

規約などにご不明な点がございましたら、
福島スポーツエンタテインメント株式会社にお問い合わせください。

福島スポーツエンタテインメント株式会社
〒963-8877 福島県郡山市堂前町1-2